

新型コロナウイルス感染症に対応する 医療従事者のための宿泊支援事業の取扱いについて

標記事業に係る医療従事者の受け入れや利用料の支払いについては、下記によりご対応いただきますよう、お願いします。

1. 医療従事者の受け入れについて

① 予約を受けるにあたって

医療従事者から、原則として、利用前日の17時までに電話での予約がありますので、部屋を確保いただくよう調整をお願いします。

また、食事の提供はしない旨を医療従事者に伝えてください。

なお、キャンセル料は、当日キャンセルが発生した場合のみ、利用料の100%を医療従事者本人に請求してください。

② 受付を行うにあたって

医療従事者から当該従事者が勤務する医療機関が発行した「新型コロナウイルス感染症業務従事者証明書」（別添参照）の提示がありますので、受領してください。

受領後は、当該証明書の【宿泊施設確認欄】へ当該従事者の施設利用にかかる利用料、消費税、入湯税（ある場合のみ）及びそれらの合計金額を記入するとともに「受付印欄」に貴施設印（施設名称が表示されている印）を押印し、保管ください。

③ 医療従事者の部屋の利用にあたって

受付後、貴施設の一般利用者と同様の対応（鍵の受け渡しなど）をしてください。チェックアウトやその後の清掃にあたっても同様をお願いします。

連泊の場合、連泊期間中の部屋の清掃及びリネン類の交換は原則不要です。

2. 利用料金の請求について

当月利用分を翌月10日までに、下記によりご請求ください。

※別添の請求書サンプルを参照してください

＜提出先＞ 和歌山県 商工観光労働部 観光局 観光振興課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

＜請求書の宛名＞ 和歌山県知事 仁坂吉伸

＜添付資料＞ 「新型コロナウイルス感染症業務従事者証明書」原本
※上記1-②で保管いただいているものを添付してください。

＜その他＞ 請求書には振込口座情報（銀行、支店、預金の種類、口座番号、口座名義人）を掲載ください。